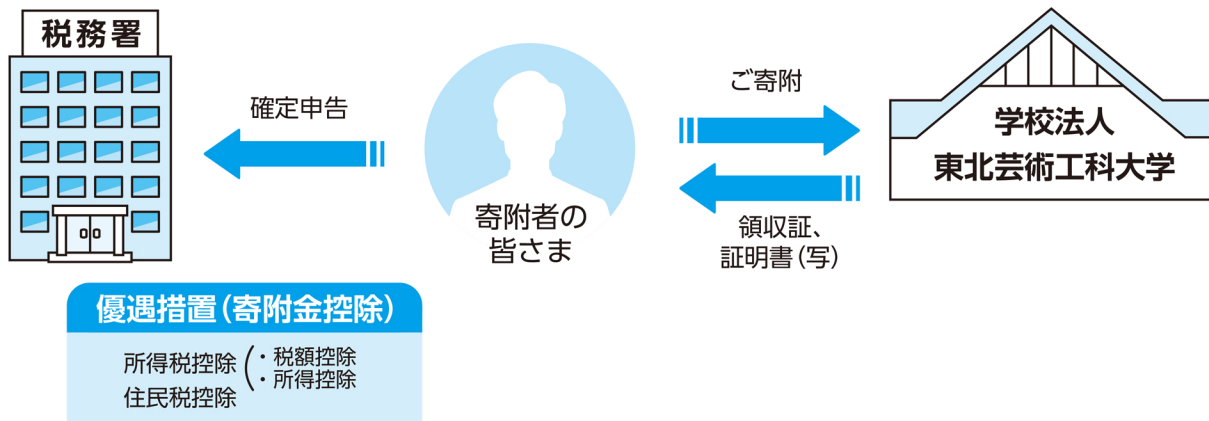


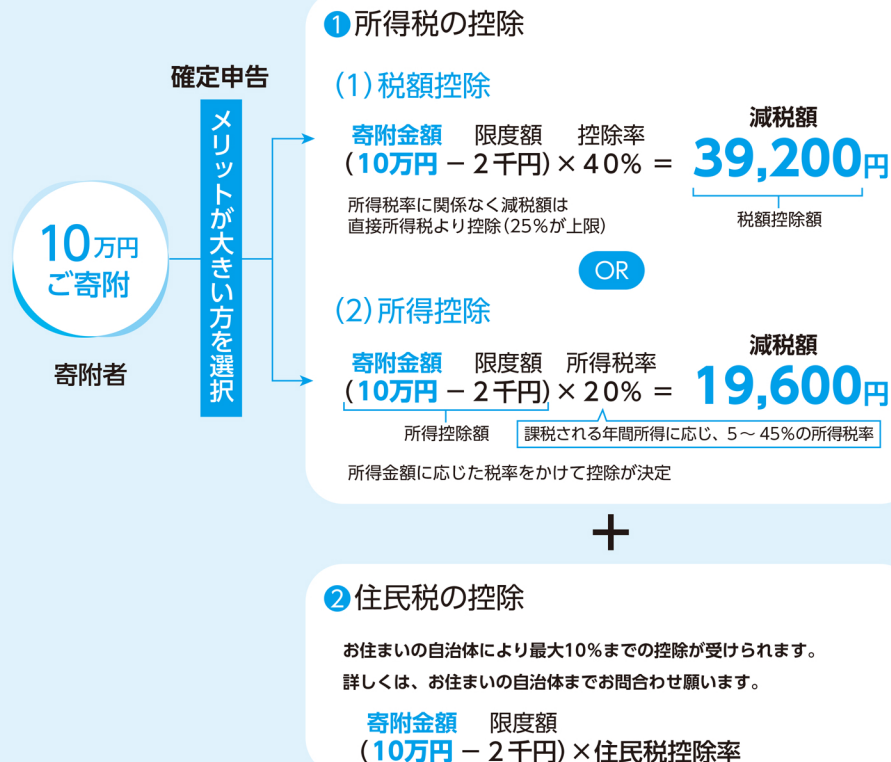
ご寄附に関する税制上の優遇策

学校法人東北芸術工科大学は、文部科学省より「税額控除対象法人」及び「特定公益増進法人」の認可を受けており、個人によるご寄附の場合、所得税の「税額控除」または「所得控除」のいずれか有利な控除方式を選択いただけます。さらに、お住まいの自治体によっては、住民税の控除の対象となります。住民税の控除についてはお住まいの自治体へお問い合わせください。

最大で **約40%の寄附金控除** を受けることができます。



参考 課税される年間所得金額が500万円の方の場合



■ 所得税の控除

「税額控除制度」または「所得控除制度」のいずれか減税効果の大きい有利な制度を選択することが可能です。

	税額控除制度	所得控除制度
算定方式	寄附金額に応じた控除額を所得税額から控除	寄附金額に課税所得金額に応じた税率を乗じた控除対象額を所得税から控除
減税効果	税率に関係なく税額から控除するため、小口の寄附の場合も減税効果大きい	税率の高い高所得者に有利なほか、高額寄附の場合も減税効果大きい

① 税額控除制度の所得税控除額算定式

$$\left[\begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{諸控除} \\ \text{(扶養控除等)} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{所得税率} \\ \text{(所得に応じた率)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除対象額(注2)} \\ \text{\{寄附金額(注1) - 2,000円\} \times 40\%} \end{array}$$

(注1) 年間の寄附金の合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

(注2) 控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

② 所得控除制度の所得税控除額算定式

$$\begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{諸控除} \\ \text{\{ (寄附金控除) } \\ \text{寄附金額(注1) - 2,000円} \\ \text{ (その他 扶養控除等) \}} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得税率} \\ \text{(所得に応じた率)} \end{array}$$

(注1) 年間の寄附金の合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

◆ 確定申告による所得税還付金額の目安 (あくまで目安ですのでご参考としてお取扱ください)

(単位: 円)

課税 所得金額	所得 税率	控除 方式	寄 附 金 額						
			1万円	2万円	5万円	10万円	30万円	100万円	500万円
150万円	5%	所得控除	400	900	2,400	4,900	14,900	49,900	61,900
		税額控除	3,200	7,200	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
300万円	10%	所得控除	800	1,800	4,800	9,800	29,800	99,800	164,300
		税額控除	3,200	7,200	19,200	39,200	50,600	50,600	50,600
500万円	20%	所得控除	1,600	3,600	9,600	19,600	59,600	199,600	480,900
		税額控除	3,200	7,200	19,200	39,200	119,200	143,100	143,100
700万円	23%	所得控除	1,800	4,100	11,000	21,100	61,100	201,100	781,700
		税額控除	3,200	7,200	19,200	39,200	119,200	243,500	243,500
1000万円	33%	所得控除	2,600	5,900	15,800	32,300	98,300	329,300	1,191,100
		税額控除	3,200	7,200	19,200	39,200	119,200	399,200	441,000